

「令和3年度（2021年度）新エネルギーコーディネート支援事業」企画提案指示書

1 業務名

新エネルギーコーディネート支援事業委託業務

2 目的

道は昨年3月、2050年までのゼロカーボンの実現を宣言したところであり、その実現につなげていくためには、道内各地において、道内に豊富に賦存する太陽光や風力、木質系・畜産系バイオマス、地熱や水力といった多様なエネルギー資源を最大限に活用するとともに、新エネルギーの導入効果を増大するために省エネの取組を連動させ、まちづくりや地域産業と連携した地域全体のエネルギーシステムの形成に向けた取組を推進する必要がある。

しかし、現状において、取組を進める予定のない市町村や、取組意向があり検討は進めているものの、「取組に必要な専門人材の不足」、「参考とすべき先進事例等の情報不足」といった課題があることなどから、具体的な取組に至っていない市町村が存在している。

本事業は、新エネルギーの導入と、合わせて行う新エネルギー導入効果を増大する省エネ設備の導入が連動した取組（以下、「新エネ等導入の取組」という。）を全道に拡大させることを目的とするものである。

3 業務概要

（1）セミナーの開催

道内各地域での新エネ等導入の取組を促進するため、道内の市町村等を対象に、理解促進や気運醸成を図るためのセミナーを開催する。

（2）コーディネート業務

① 取組の掘り起こし

まだ新エネ等導入の取組を進める予定のない、又は具体的な取組に至っていない市町村を訪問し、新エネ等導入の取組に対する理解促進と気運醸成を図る。

② コーディネーター支援

「地域新エネルギー導入コーディネーター」を希望する市町村に派遣し、事業・収支計画策定等の取組を進めるために必要な助言などを行う。

③ 地域の取組と事業者のマッチング

民間事業者の幅広い参入を促進するため、民間企業の取組の掘り起こしを行い、地域の取組と事業者のマッチングを行う。

④ 「エネルギー地産地消化モデル支援事業」の普及

道が実施する「エネルギー地産地消化モデル支援事業（以下、「モデル事業」という。）」で得られた成果のモデル事業認定地域以外へ普及を図る。

4 業務の内容

業務を実施する事業者（受託者）は、上記の目的を達成するため、次の内容に沿った提案を行うこと。

（1）セミナーの開催

ア 概要等 新エネ等導入の取組の掘り起こしや、新エネ等導入の取組に対する理解促進や気運醸成を図るためのセミナーを行う。

イ 対象者 道内市町村や企業・団体

ウ 開催地域及び回数 道内6地域（(道央・道南・道北・オホーツク・十勝・釧根）で各1回）

エ 開催時期 契約締結の日から2ヶ月以内

オ 定員 道央：120名程度、道北、道南・オホーツク・十勝・釧路：70名程度

- ・効果的なプログラム、講師、会場を提案すること。
- ・地域における新工ネ等導入の取組の加速化に向け、コーディネーター支援に対して関心が高まるよう具体的な優良事例を掲載した資料を提案すること。
- ・感染症などの影響により事業実施が困難となった場合の具体的な代案を提案すること。
- ・代案についても企画提案指示事項の趣旨に沿った内容とすること。

(2) コーディネート業務

市町村の取組を側面から支援するため、次の内容に沿った提案を行うこと。

① 取組の掘り起こし

ア 概要等 新工ネ等導入の取組を進める予定がない、又は新工ネ等導入に関心があるものの、具体的な取組に至っていない市町村を対象に、訪問して取組を促す。

イ 対象者 市町村

ウ 件数 60地域以上 ※各（総合）振興局ごとに少なくとも1カ所以上実施すること。
 ・掘り起こし先の選定については、⑤に加え、確実に指示件数を上回るよう（1）のセミナーも活用するほか、効果的な方法やスケジュールを提案すること。

② コーディネーター支援

ア 概要等 支援を希望する市町村へ下記のような助言を行う。

- ・新工ネ等導入の取組の具体的な提案を行う。
- ・新工ネ等導入にかかる事業計画、収支計画等の策定を支援する。
- ・エネルギー地産地消にかかる地域の連携体制、推進体制の構築を支援する。
- ・先進事例の成果や課題解決策等の情報提供を行う。

イ 対象者 市町村

ウ 件数 30地域以上（1地域当たり3回程度を想定）
 ・掘り起こし先の選定については、⑤に加え、確実に指示件数を上回るよう（1）のセミナーも活用するほか、効果的な方法やスケジュールを提案すること。

③ 地域の取組と事業者のマッチング

ア 概要等 民間事業者の幅広い参入を促進するため、民間企業の取組の掘り起こしを行い、地域の取組と事業者のマッチングを行う。

- ・民間企業の取組の掘り起こし方法、効果的なマッチング手法について提案すること。

④ 道が実施するモデル事業で得られた成果のモデル事業認定地域以外への普及

ア 概要等 コーディネーター支援を希望する市町村等にモデル事業の成果を普及するため、モデル事業認定地域を取材した上で、モデル事業の成果を普及するための基礎資料を作成する。

- ・地域の取組の開始や具体化の参考となるようわかりやすく整理された資料を提案すること。

⑤ 取組の掘り起こし及びコーディネーター支援に係る市町村の意向の確認

ア 概要等 地域における新工ネ導入等の取組の掘り起こしや助言を行うため、道内市町村等における取組の状況や課題、新工ネ等導入の取組に対するコーディネーター支援の意向等を調査する。

⑥ 道との連絡調整会議の開催等

ア 概要等 日常的に道と情報共有を図り、業務の実施状況や実施方策等について、月に1回程度、情報交換を行う連絡調整会議を開催する。

地域の新工ネ等の設備導入促進施策について、推進に必要な専門的知見などに関

し、道の求めに応じて助言を行う。

地域が開催する、モデル事業認定地域での検討会議など、新エネ等の設備導入促進に関する各種会議に必要なに応じてオブザーバーとして参加する。(エネルギー地産地消事業化モデル支援事業：4地域、エネルギー地産地消事業化モデル支援事業(非常時対応型)：2地域。各地域で年3回程度を想定。)

⑦ PR資料の作成

- ア 概要等 コーディネート業務をPRするための資料(チラシ)を作成する。
- イ 作成規格等 A4カラー印刷で8枚程度(片面)を基本とし、500部程度
 - ・事業概要や支援事例、先進事例などが分かりやすく整理された資料を提案すること。

⑧ その他要求事項

コーディネート業務について、次の事項に留意すること。

- ・業務を円滑かつ確実に実施できる体制を構築すること。
- ・業務担当者を定め、実施すること。
- ・業務の実施にあたっては、地域の取組状況、取組の課題・対応策、他地域の事例等について情報収集に努めるとともに、市町村を訪問するなどして直接掘り起こしや助言を行うこと。

(ア) コーディネーターの能力等

- ・コーディネーターとして必要な資格は定めないが、目的達成のため、企業等においてエネルギー管理の経験がある者、市町村のエネルギー関連計画の策定や新エネ省エネ導入プロジェクトなどに携わった実績を有する者などとする。
- ・コーディネーターの人数は概ね2～3名程度とする。

(イ) コーディネート業務の区域

- ・コーディネート業務の区域は全道一円とする。

(ウ) コーディネーターの配置場所

- ・コーディネーターの配置場所は、全道一円でコーディネート業務が可能な場所とすること。
- なお、コーディネート業務を円滑かつ効率的に実施するため、コーディネート業務を総括するとともに業務処理を担う業務処理責任者を定めることとし、業務処理責任者は、日頃から道との連絡調整等が可能となるよう、札幌市内に配置すること。
- ・コーディネーターを複数配置する場合は、コーディネーター間の情報共有に努めること。

5 企画提案及び審査の項目

別添のとおり。

6 契約期間及びスケジュール

(1) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

(2) スケジュール

ア 資格審査申請書の提出	令和3年6月4日(金)
イ 企画提案書の提出	令和3年6月18日(金)
ウ 審査委員会	令和3年6月25日(金) 午前
エ 入札	令和3年6月25日(金) 13時30分

7 留意事項

(1) 契約区分は、「準委任」に属する契約とし、事業終了後に実支出額により精算する。

管理費等の精算について、その考え方(事業者(受託者)の各種規定、計算式等)を契約締結前に道が確認する場合がある。

- (2) 業務に要する経費のうち、他の委託事業や補助事業等で対象となっているものについては、本業務の対象とならない。
- (3) 本業務で取り扱う個人情報、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。
- (4) 本業務実施に伴って発生する著作権その他の権利は道に帰属する。
- (5) 4(2)コーディネート業務に関し、市町村の訪問に道庁職員が随行する可能性があることから、訪問を行う前に、随行の有無を確認すること。

8 成果品の提出

業務終了後、次の成果品を提出すること。また、それらのデータをCD-R若しくはDVD-Rにまとめ、正副2部提出すること。

- ・業務報告書及びその概要版 A4版各2部

9 資格審査申請書の提出

- (1) 提出書類 資格審査申請書（別紙様式による）
- (2) 提出期限 令和3年6月4日（金）午後5時（必着）
- (3) 提出場所 下記13のとおり
- (4) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

10 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 企画提案書（別紙様式による）、付属資料（A4サイズの任意様式）
- (2) 提出部数 企画提案書、付属資料とも13部
※1部は企画提案者名が記載され、代表者印が押印されたもの、9部は企画提案者名が記載されていないもので代表者印が押印されていないもの。（文中も企画提案者が特定できないようにすること。）
- (3) 提出期限 令和3年6月18日（金）午後5時（必着）
- (4) 提出場所 下記13のとおり
- (5) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

11 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを行う。
- (2) 参加者が5者を超える場合、書面審査によりヒアリング対象者を5者程度に絞る場合がある。
- (3) ヒアリングの対象とならなかった提案者の提案は無効とする。
- (4) ヒアリングの日時及び場所については、別途通知する。

12 その他

- (1) 企画提案の採否については文書で通知する。
- (2) 資格審査申請書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案の参加意思がないものと見なす。なお、資格審査申請書の提出後に企画提案に参加しない場合は、企画提案書の提出期限までに下記13の担当者に連絡すること。
- (3) 提出された資格審査申請書及び企画提案書は返却せず、今回の事業者選定の目的以外の用途には使用しない。

13 問合せ先、参加表明書等及び企画提案書の提出先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎8階）

北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課省エネ・新エネ促進室（担当：岩木、加藤）

電話：011-204-5319 FAX：011-222-5975